するおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとする。（第六条関係）

5　ストーカー行為等の相手方に対する援助に関する規定の整備

ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加する。（第九条第三項関係）

6　禁止命令等を行う都道府県公安委員会等に関する規定の整備

禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことができる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加する。（第十四条関係）

7　施行期日等

⑴　４を除き、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　４については、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（附則第一項第二号関係）

⑶　この法律の経過措置等について定める。（附則第二項、第三項関係）

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十四号）（内閣府本府）

1　接近禁止命令等における禁止行為の追加

⑴　接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下⑴及び⑵において同じ。）（⑵に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得することを追加する。（第十条第二項第十号関係）

⑵　接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置を取り付けること、位置特定用識別情報送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすることを追加する。（第十条第二項第十一号関係）

2　その他

その他規定の整備をする。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（附則関係）

◇愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法（法律第八十五号）（文部科学省）

1　趣旨

この法律は、令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、最近における社会経済情勢の急激な変化に対して経費の削減等を図りつつ的確に対応するとともに、大会の円滑かつ安全な実施を確保する観点から施設の警備、暑熱に関する対策等に万全を期するため、必要な特別措置について定めるものとする。（第一条関係）

2　大会の準備及び運営のための特別措置

⑴　国の補助

国は、大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（⑵及び⑶において「組織委員会」という。）に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。（第二条関係）

⑵　寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。（第三条関係）

⑶　電波法の特例

電波法第百三条第一項（第一号、第二号、第四号、第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。（第四条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第四百五号）（法務省）

1　大臣官房司法法制部の所掌事務に、民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関する事務を追加する。（第三条関係）

2　大臣官房司法法制部審査監督課の所掌事務に、民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関する事務を追加する。（第二十一条関係）

3　この政令は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行の日（令和八年一月十五日）から施行する。（附則関係）

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第四百六号）（総務省）

1　第三十条の十四第一項に規定する住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求における戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付について原則不要とするとともに、当該請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、庁内確認手続によっては当該請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これを証する戸籍確認書面（戸籍謄本等若しくは除籍謄本等又はその他総務省令で定める書面をいう。以下同じ。）の提出を求めることができるものとする。（第三十条の十四第一項及び第三項関係）

2　第三十条の十四第三項に規定する旧氏及び旧氏の振り仮名の変更の請求における戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付について原則不要とするとともに、当該請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、庁内確認手続によってはその者の氏に変更があったこと並びに当該請求に係る旧氏をその者が当該変更の直前に称していたこと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これらを証する戸籍確認書面の提出を求めることができるものとする。（第三十条の十四第四項及び第五項関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、公布の日から施行するものとする。（附則第一項関係）
